

令和3年 10月1日改正後～
(30日計算として)

介護保険1割負担分

要介護1・基本単位	1日 (基本単位には おむつ代・普通 型車椅子料金等 も含まれます)	652 単位	1ヶ月	19,560 単位
要介護2・基本単位		720 単位		21,600 単位
要介護3・基本単位		793 単位		23,790 単位
要介護4・基本単位		862 単位		25,860 単位
要介護5・基本単位		929 単位		27,870 単位
看護体制(Ⅰ)	1日	4 単位	1ヶ月	120 単位
看護体制(Ⅱ)	1日	8 単位	1ヶ月	240 単位
夜勤職員配置	1日	18 単位	1ヶ月	540 単位
日常生活継続支援	1日	46 単位	1ヶ月	1,380 単位
科学的介護推進加算Ⅰ	月	40 単位	1ヶ月	40 単位
栄養マネジメント強化加算	1日	11 単位	1ヶ月	330 単位
個別機能訓練Ⅰ	1日	12 単位	1ヶ月	360 単位
個別機能訓練Ⅱ	月	20 単位	1ヶ月	20 単位
口腔衛生管理加算Ⅱ	月	110 単位	1ヶ月	110 単位

処遇改善加算=1ヶ月分の上記基本+加算単位×8.3%(特養掛率)=1ヶ月分の加算単位(四捨五入)

処遇改善加算・要介護1	1ヶ月	1,884 単位
処遇改善加算・要介護2		2,053 単位
処遇改善加算・要介護3		2,235 単位
処遇改善加算・要介護4		2,407 単位
処遇改善加算・要介護5		2,574 単位

特定処遇改善加算=1ヶ月分の上記基本+加算単位×2.7%(特養掛率)=1ヶ月分の加算単位(四捨五入)

特定処遇改善加算・要介護1	1ヶ月	613 単位
特定処遇改善加算・要介護2		668 単位
特定処遇改善加算・要介護3		727 単位
特定処遇改善加算・要介護4		783 単位
特定処遇改善加算・要介護5		837 単位

上記の合計単位×10.14(1単位=10.14円)×0.1(介護保険1割負担分) 小数点以下切り捨て

要介護 1	25,550 円程度	小計①
要介護 2	27,846 円程度	
要介護 3	30,311 円程度	
要介護 4	32,641 円程度	
要介護 5	34,903 円程度	

ご入居者様により必要であれば頂くもの(算定の際上記加算に追加)

初期加算	1日	30 単位	30日限度	900 単位
療養食加算	1日	18 単位	1ヶ月	540 単位
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以31日前～45日前)			1日	72 単位
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日以4日前～30日前)			1日	144 単位
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日前日・前々日)			1日	680 単位
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日当日)			1日	1,280 単位
外泊時加算(1ヶ月に6日以内の入院又は外泊をされた場合)			1日	246 単位

自己負担分(全額負担分)

居住費	1日	2,740 円	1ヶ月	82,200 円
食費	1日	1,620 円	1ヶ月	48,600 円
おやつ	1日	60 円	1ヶ月	1,800 円
居室テレビ料金	1日	20 円	1ヶ月	600 円
教養娯楽費	1日	50 円	1ヶ月	1,500 円
日用品費	1日	50 円	1ヶ月	1,500 円
金銭管理費			1ヶ月	1,000 円
小計②				137,200 円

1ヶ月の平均ご利用料金目安(30日計算)利用者負担第4段階

小計①+②

要介護	1	162,750	円程度
要介護	2	165,046	円程度
要介護	3	167,511	円程度
要介護	4	169,841	円程度
要介護	5	172,103	円程度

※その他実費にかかる費用(内服薬等費用、外出費用、理美容代等)は含まれていません。

※厚生労働大臣が定めた負担限度額認定に該当される方は、上記料金目安から食費・居住費が減額されます
1ヶ月の平均ご利用料金目安(30日計算)

区分	利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階①	利用者負担第3段階②
要介護 1	63,750 円程度	66,450 円程度	88,950 円程度	110,250 円程度
要介護 2	66,046 円程度	68,746 円程度	91,246 円程度	112,546 円程度
要介護 3	68,511 円程度	71,211 円程度	93,711 円程度	115,011 円程度
要介護 4	70,841 円程度	73,541 円程度	96,041 円程度	117,341 円程度
要介護 5	73,103 円程度	75,803 円程度	98,303 円程度	119,603 円程度

厚生労働大臣が定めた負担限度額(低所得者の食費・居住費の負担限度額)

対象者	区分	食費の負担限度額		居住費の負担限度額	
		日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
生活保護受給者	利用者負担第1段階	300 円	9,000 円	820 円	24,600 円
老齢福祉年金受給者					
市町村境界層該当者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第2段階	390 円	11,700 円	820 円	24,600 円
	利用者負担第3段階①	650 円	19,500 円	1,310 円	39,300 円
	利用者負担第3段階②	1,360 円	40,800 円	1,310 円	39,300 円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。